

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1		府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	第三者への事業承継に係る課税猶予措置			
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 親族等の後継者が決まっていない中小企業の事業承継については、金融機関等により承継先の仲介支援が行われている。</p> <p>・ 特例措置の内容 第三者への事業承継について、譲渡益課税を猶予する措置を講じること。</p>			
関係条文				
減収見込額	[初年度] - (-)	[平年度] - (-)	(単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 中小企業の円滑な事業承継を促進すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 経営者の高齢化が進む現状において、中小企業の円滑な事業承継は、重要な政策課題である。 こうした中、親族等の後継者が決まっていない場合には、金融機関等により第三者への事業承継の仲介支援が行われている。 しかしながら、第三者への事業承継については、創業利益が一括で株式譲渡課税（20%）されるため、承継の障害となっているとの指摘がある。 新型コロナウイルス感染症の影響により自主廃業を迫られる中小企業も少なくないと考えられ、早急な対応が必要である。</p>			
本要望に対応する縮減案	なし			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
	政策の達成目標	中小企業の円滑な事業承継を促進すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の達成状況	－
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本措置により、第三者への事業承継を行う中小企業(株主)の課税負担を猶予するものであり、有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置(登録免許税、不動産取得税)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	－
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
	要望の措置の妥当性	新型コロナウイルス感染症の影響により自主廃業を迫られる中小企業も少なくないと考えられる中、親族等の後継者が決まっていない場合の第三者への事業承継を支援するものであり、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	1—3